

- 鳥栖市では、森林所有者の高齢化や相続に伴う代替わりによる共有名義森林、共有者不明森林が増加するなど権利関係が複雑化し、適切な森林管理がなされておらず森林の荒廃が進んでいる。このため、森林環境譲与税を財源として、森林経営管理制度に基づく取組を進め、森林所有者の探索、意向確認を進め森林整備を推進する方針。

□ 事業内容

1 第10林班の森林所有者への意向調査の実施

林地所有者66件のうち所有者を把握できた55件、52.02haについて意向調査を行い、内23件、9.61haが「市に管理を希望する」と回答をいただいた。

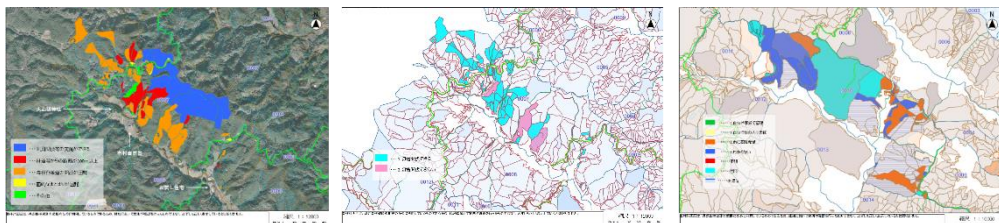
【実績】送付数 55通 内返信38通、未返信17通、
管理委託対象山林9.61ha ※下記右図中の橙色が対象

2 第7林班の森林の現況調査

収益が上がる山林か、収益が上がらないならば切捨間伐可能な山林かを判断する現地調査業務委託を行った。

【実績】利用間伐の実施ができる森林 24.99ha
※下記左図中の青色が対象
利用間伐の実施ができない森林 30.51ha
内切捨間伐対象山林25.15ha
※下記中央図中の水色が対象

【事業費】3,127千円（全額譲与税）



□ 取組の背景

林地台帳、登記情報、課税情報を基にして令和元年度に森林所有者の確認調査を実施した。把握した森林所有者情報、森林の林道からの距離、森林の傾斜角度等を基に令和2年度に作成した森林施業の優先順位に従い市内22林班の森林整備を順次進めていく方針。

□ 工夫・留意した点

森林施業の優先順位を作成するにあたって、所有者が把握できている森林が広い面積で固まっている箇所について加点を行う方法を採用し順位付けを行っているため、意向調査回答割合の高い第7林班をモデルとして事業を進めることが出来た。

□ 取組の効果

意向調査回答割合の高い第7林班では、所有者の把握できた森林がまとまっており、結果的に利用間伐を実施できる森林が広がった。

今後森林所有者に間伐事業の説明会を実施し、利用間伐の実施ができる森林については、林業経営者へ連絡先提供許可の確認を行い利用間伐の実施に繋げていきたい。

また、切捨間伐対象の森林については、森林所有者と市の間で協定を締結し切捨間伐を行い森林整備に繋げていきたい。

◇ 基礎データ

①令和4年度譲与額：11,050千円	②私有林人工林面積（※1）：629.16ha
③林野率（※1）：32.3%	④人口（※2）：74,169人
	⑤林業就業者数（※2）：8人

※1：「2020農林業センサス」より、※2：「R2国勢調査」より